○財務省令第十二号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の三、第七十四条の十三の四及び第九十七条の三第一項並びに国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三十条の八第二項、第三十五条の二第四項及び第八項並びに第四十三条の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二号中「及び第十二条の二第一項」を「、第十一条の六第四項第二号（株式等の内容に関する事項等）及び第十一条の七第一項」に改める。

第十一条の四の次に次の三条を加える。

（社債等の内容に関する事項）

第十一条の五　法第七十四条の十三の三（口座管理機関の加入者情報の管理）に規定する財務省令で定める事項は、同条に規定する口座管理機関の加入者（同条に規定する加入者をいう。次条第二項において同じ。）の顧客番号又は口座番号並びに法第七十四条の十三の三に規定する社債等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額とする。

（株式等の内容に関する事項等）

第十一条の六　法第七十四条の十三の四第一項（振替機関の加入者情報の管理等）に規定する財務省令で定める社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の二まで（定義）に掲げるもののうち、社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第五号）第六十二条（特定個人情報の提供）の規定により振替機関（法第七十四条の十三の四第一項に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）が同令第六十二条に規定する業務規程で定めるものとする。

2　法第七十四条の十三の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、振替機関又はその下位機関（同項に規定する下位機関をいう。次項において同じ。）の加入者の同条第一項に規定する株式等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額を特定するために当該振替機関が定める当該加入者の記号又は番号とする。

3　法第七十四条の十三の四第二項に規定する財務省令で定める事項は、振替機関又はその下位機関の同項に規定する加入者の氏名（法人については、名称）及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）とする。

4　令第三十条の八第二項（振替機関の加入者情報の管理等）に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用して送信する方法

二　その提供すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体を交付する方法

（電磁的記録に記録された事項の表示等）

第十一条の七　法第九十七条の三第一項（審理関係人による物件の閲覧等）の規定による閲覧に係る電磁的記録に記録された事項の表示は、当該事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

2　令第三十五条の二第四項（交付の求め等）に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した書面とする。

一　令第三十五条の二第一項第一号に規定する対象書類を複写し、又は同号に規定する対象電磁的記録に記録された事項を出力した用紙について法第九十七条の三第一項の規定による交付を求める枚数

二　令第三十五条の二第三項に規定する手数料の額

3　令第三十五条の二第八項に規定する財務省令で定める方法は、郵便切手又は国税庁長官が定めるこれに類する証票で納付する方法とする。

第十二条の二を削る。

別紙第1号書式備考5及び12、別紙第2号書式備考4、別紙第2号の2書式備考1、別紙第4号書式備考1、別紙第7号書式備考1、別紙第8号書式備考1並びに別紙第10号書式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、別紙第1号書式備考5及び12、別紙第2号書式備考4、別紙第2号の2書式備考1、別紙第4号書式備考1、別紙第7号書式備考1、別紙第8号書式備考1並びに別紙第10号書式備考の改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。

○財務省令第十三号

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第七十条の規定に基づき、国税徴収法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令

国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別紙第1号書式備考1及び3並びに別紙第12号書式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。

○財務省令第十四号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百三十二号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百二号）の施行に伴い、並びに同令附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条の八十三」を「第二十二条の八十二」に改め、「・第四十六条」を削る。

第三条の五第三項第一号中「提出者の氏名、住所及び」を「施行令第二条の十八第一項に規定する申告書を提出する者（以下この項において「提出者」という。）の氏名及び住所（提出者の」に改め、「（提出者の氏名又は住所」を削り、「又は住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第二号中「変更前及び変更後のその者」を「氏名、住所若しくは個人番号を変更した場合又は賃金の支払者、勤務先若しくは事務代行先の名称若しくは所在地に変更があつた場合には、その変更前」に改め、「所在地」の下に「及びその変更後の氏名、住所若しくは個人番号又は賃金の支払者、勤務先若しくは事務代行先の名称若しくは所在地」を加え、同項第三号及び第四号中「当該個人」を「提出者」に改め、同条第四項を削り、同条第五項第一号中「提出者の氏名、住所及び個人番号」を「施行令第二条の十八第二項に規定する申告書を提出する者の氏名及び住所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項第一号中「提出者の氏名、住所及び個人番号」を「施行令第二条の十九に規定する財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書（次項及び第十八項において「財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書」という。）を提出する者の氏名及び住所」に改め、同項の次に次の一項を加える。